

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成20年2月20日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

しずてつストア草薙店

静岡市清水区草薙一丁目13番8号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

後藤 ヒデ子

静岡市清水区草薙三丁目4番16号

株式会社 三岳

静岡県藤枝市前島二丁目5番7号

代表取締役 鈴木三恵子

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 10時00分

(変更後) 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 建物屋上駐車場 9時50分～22時10分

建物外1階・2階駐車場 9時50分～0時10分

(変更後) 建物屋上駐車場 8時45分～22時00分

建物外1階・2階駐車場 8時45分～0時10分

4 変更年月日

平成20年2月22日

5 届出年月日

平成20年2月13日